

(別添1)

事業評価の結果 (共通項目)

福祉サービス種別 保育所
事業所名 ひまわり保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	<p>1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p>2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p>4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p>5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</p> <p>6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p> <p>7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</p>	ホームページは作成中であるが、パンフレットや広報誌に記載されている。職員の会議や研修の中で周知している。保護者には保護者会等の中で説明をする時もある。園紹介の映像の中で理念、基本方針を説明している。しかし、個々の職員や保護者が十分理解するところまでは至っていないと思っている。保育を取り巻く環境や状況も日々変化しつつある中でますます理念や基本方針をしっかりと捉えていく事が大切だと認識している。入園説明会ではパンフレット等で理念や基本方針を説明している。家庭の事情等で保護者会に参加できない職員へは、保護者会でどのような説明をしたのか周知を望む声があり改善の余地がある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	幹部職員は全国的会議や研修に積極的に参加し動向を捉えるように努力している。子ども・子育て会議への参加、市との懇談会など様々な機会を通して、地域の福祉計画の動向や子どもの人数等の情報収集などにも意識を持つようになっている。理事会等で具体的把握がされているが、職員への周知に改善の余地がある。
			9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。			
	10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。					
	11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。					
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	具体的な課題や問題点は明らかにし、事業報告書に記載している。2018年開所予定の共立病院内保育所等について課題を明らかにしている。経営状況や課題等について役員間で共有はできず事業報告書に記載している。社会福祉法人改革等について学習し協議している。外部監査において運営における中・長期計画の作成、地域における公益的な取組みの支援、福祉サービスの質の評価、苦情解決の仕組みについての具体的助言については改善の余地がある。
			13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。			
			14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。			
			15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。			
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b)	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	中・長期計画においては、役員間でビジョンを明確にしている。年度事業計画の中で中長期計画として示している。2018年月に共立病院内保育所を開設する予定である。
	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。					
	18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
	19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(1)	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	単年度事業計画が作成され、保育方針、保育目標、保育の内容について策定され報告されている。具体的内容は保育過程、年間計画、月案、週案の中で行われている。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	新しい事業等を計画するときは、職員の意見を聞き反映させている。事業の進捗状況等を把握して、理事会・評議員会等において報告して、把握されている。職員・保護者対象に説明会を開催し説明している。
		(2)	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	事業報告会に参加して保護者に配布している。参加できない保護者には、いつでも閲覧できるよう書類を事務室に備え付けている。保護者等への理解しやすい工夫や、参加を促す観点での工夫については積極的な取り組みを期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	今年度事業計画に従い、第三者評価を通じ実施している。 今回が初めて第三者評価を受審。
					34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
					35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
					36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
					37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
		38	職員間で課題の共有化が図られている。				
		39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
		40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
		41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。				
			プ1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42
43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。						
44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。						
45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	園長は法人の役員（理事）でもあるので、全国的な理事研修にもなるべく参加するよう心がけ遵守する法令等についても知識を持つようになっている。具体的な取組については、幹部職員とも相談しながら、施設長だけの狭義的な見方にならないよう注意している。
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	法人の理念、保育目標、子ども像について立ち返りながら当園の保育をみるようになっている。副園長・リーダー・クラス主任の職員たちとの会議・話し合いを大切にし総意のもとで園の保育全体を考えるようにしている。ひとり一人の職員が自分の意見を言えるよう会議体制や内容も工夫している。研修には積極的に参加するよう職員たちに提案している。職員からは、保護者への対応で職員をフォローしてもらい安心できるという声や各クラスの運営の把握をもっと積極的にしてほしいという要望がある。
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	厚い人員配置により、短時間勤務や家庭に事情に配慮した働きやすい環境整備を行っており、職員の満足度が高く、退職者が少ない。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	成 2 福祉人材の確保・育	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b)	<p>59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	職員からは、具体的な計画については知らないという回答が4割ほどある。事業報告の中では処遇改善の継続性の担保、実態にあった職員配置について要望が出されている。
			総合的な人事管理が行われている。	b)	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	修業規則、給与等支給規程等で明確にしている。給与規程での賃金体系については見直している。副主任の人选、7年以上勤務の職責のない職員の処遇等体系的な人事基準については改善の余地がある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	厚い人員配置により、子育て、介護中の職員については配慮している。また、正規職員と短時間勤務職員との格差をなくすよう努力し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組は良い点として評価できる。
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	個別面談が定期的実施されている。成果基準や具体的達成目標は設定されていない。個人の1年間の反省と次年度への取り組みについて話合っている。仕事の内容に関する悩み、生活とのバランスについて相談でき課題解決の仕組みができています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	必ずしも「期待する職員像」としては明示していないが、年度当初に年度研修計画を作成し実施している。
			職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	2017年度研修計画を作成している。参加職員については職務や必要とする知識・技術に応じ計画している。外部研修についても参加を勧奨している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	実習生に対して、実習に臨む上での心構えや留意点などを明文化し、オリエンテーションで伝え、実習を通じた指導はしている。
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	ホームページは作成中である。保護者に対しては、事業報告会等で報告している。職員は職員会等で報告書配布して周知している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(1)	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p>	外部の専門家に相談しているが、定期的に文書で助言をつける仕組みまでは至っていない。内部監査の仕組みはないが、常務理事、事務職員、園長、副園長の中で確認している。
					<p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	社会福祉法人の監査で専門家の指導を受けている。中長期計画、予算の策定についての具体的指導や経営改善については改善の余地がある。第三者評価のない年度における福祉サービスの質の評価を指導、指摘できる仕組みの構築を期待する。
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	東堀地区や下諏訪地区と交流を深めている。地域のおみこし、農業祭等に参加している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(1)	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	サマーチャレンジ、洗濯・読み聞かせボランティアを受け入れている。ボランティアの方にはボランティア保険をかけ、3月に反省・要望等を話し合っている。子どもたちへの紹介、行事への招待などを行っている。また、おむつは布おむつを使用しており、洗濯にボランティアが来て支援してくれている。
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	岡谷市子ども課および関係機関に相談、情報共有ができるよう会議を持ち対応をしている。また、岡谷市内にある二つの社会福祉法人と合同学習会等の人的交流を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	b)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	災害時に避難・食事の提供できる設備がある。「AED」については、地域の人に利用できることを掲示等で広報することを期待する。
			地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	継続した事業としては実施していないが、子育て相談等に電話で応じる事例がある。社会福祉法人制度改革により取り組んでいる地域の福祉への公益的な事業・活動については積極的に広報することが望まれる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>子ども権利条約等、子どもの基本的人権を尊重し最大の利益を学ぶ研修を行っている。子どもがお互いを尊重する心を育てる取組みは、保育の中で個別に取り入れている。子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者にお便りや保護者への話の中で配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b)	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>事案が発生した場合は、幹部職員で話し合い、必要に応じて職員間の共有を図るようにしている。規定、マニュアルの整備については今後の取組みを期待する。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>外部の人が来る支援ルームや一時保育のルームに資料が置かれている。公共の施設等に積極的に提供するまでには至っていない。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b)	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>ルール化はされていない。配慮を必要とする人への基本的接し方については職員に伝えている。幹部職員対応の上、必要と考えれば職員共有にしている。外国人保護者等についてはわかりやすい工夫した資料や配慮が求められる。保育時間は、開始時間が7時からと岡谷市では一番早い時間から対応している。</p>
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>卒園児やその保護者が相談、雑談に来るケースがある。担当は明文化はしていないが、園長や副園長が相談に対応することになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	保護者との懇談会は定期的に行われている。利用者アンケートは定期的に行われてはいない。子どもの様子や相談を受けるように努めているが、満足を把握することだけを目的としているわけではない。
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	苦情解決の仕組みが整備されている。第三者委員には弁護士、元小学校教員が選任されている。苦情解決の仕組みは玄関に掲示されている。掲示は保護者や外部の人にわかりやすい場所への掲示を期待する。また苦情内容の記録はしているが、書式は統一して整備はされていない。慎重にケース毎に判断し保護者会に伝えていった方が良いと判断したときは伝えるようにしている。対応が苦慮する保護者に対しては個々に対応しないで必ず園長・副園長のどちらか同席するようにしている。苦情解決の仕組みについてはホームページ等での積極的な情報の公表を期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4)	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	文書は特に作成し配付してはいない。職員は保護者の意見や相談は話しやすいと感じている。アンケート結果からは、自分から積極的に話しにくい保護者もいると判断される。2階の個室を確保しプライバシーに配慮している。
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	一般的なマニュアルのため、より明確で今後にかける形のマニュアルの整備を期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>責任者については明確になっているが、体制は整備されていない部分があり今後の整備を期待したい。</p> <p>標準的なマニュアルはあるが、より具体的実践的な見直しを期待したい。</p>
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>管理体制はあるが、責任と役割については一部明確になっていない部分については今後改善の余地がある。外部の専門家（看護師）の研修、指導やアドバイスをもらえるようになっている。玄関への掲示やお便りに対応している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	月1回様々な災害状況を設定し訓練を実施している。川沿いのため洪水へ対処するための避難訓練も実施している。また、食料の備蓄も実施している。また、保護者への引き渡し訓練では、一斉送信メールを利用している。地区との防災協定の締結や短時間勤務者への安否確認方法の周知、AEDの設置については外部の見える所にも掲示等の表示については改善の余地がある。
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	マニュアルといった画一的な方法ではなく、保育の実施状況と現場で発生した課題への対応・分析結果を「期のまとめ」として冊子にして、実践的な保育の実施方法を文書化している。また、保育の実践状況は月次の職員会で話し合うとともに、ビデオを用いた振り返りも実施している。
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	半期ごとに「期のまとめ」を作成し、保育の実施方法を見直している。また、年度の全クラスのまとめ「保育のまとめ」は、年1回の法人の事業報告会で、役員や保護者代表に説明を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>「保育のまとめ」「期のまとめ」等をもとに、年度の「保育計画」「保育課程」「月案」「週案」を職員と協議し策定している。また、必要に応じて関係機関との連携を図っている。</p> <p>確実な対応は実施されているが、明確な手順は定められていないため、今後の標準化の取組が期待される。手順は定めていないが、必要に応じて関係者が参加する会議を開き連携をとっている。</p>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>策定された「保育課程」「月案」等の実施状況は、月次の職員会議で討議され、必要に応じて見直しを行っている。仕組みとしては整備されていないが、幹部・リーダー職員中心に対応している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	<p>225 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>半期ごとに「個人のまとめ」を作成し、園児個人個人の発達状況などが把握・評価されている。また、「週案」の活動結果や職員会議で、職員間の情報共有を図っている。クラス毎に週案、日案でわかるようにしている。個人レベルまでは指導計画は作成していない。</p>
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>個人情報を含んだ文書・記録のファイルやUSBメモリは、施錠された棚で保管され、漏えいや誤用を防止している。個人情報管理のルールは理解れているものの、文書化はされておらず、ルールの徹底に、更なる標準化が期待される。</p>